

(傍線部分は改正部分)

改正後

別表第一（第三条及び第四条関係）

表一

(略)	石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）	第三条第五項の規定による記録の保存
	(略)	第三十五条の規定による記録の保存
(略)	第三十五条の二第一項の規定による記録の保存	(略)

表二 (略)

別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）

(略)	石綿障害予防規則	第三条第五項の規定による記録
	(略)	第三十五条の規定による記録
(略)	第三十五条の二第一項の規定による記録	(略)

改正前

別表第一（第三条及び第四条関係）

表一

(略)	石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）	第三条の規定による記録の保存
	(略)	第三十五条の規定による記録の保存
(略)	第三十五条の二第一項の規定による記録の保存	(新設)

表二 (略)

別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）

(略)	石綿障害予防規則	第三条の規定による記録
	(略)	第三十五条の規定による記録
(略)	第三十五条の二第一項の規定による記録	(新設)